

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きが休日に当たる翌日)

## 目 次

◇告

示 建設業法に基づく経営事項審査の申請手続等(管理課)

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等(企)

## 告 示

### 鳥取県告示四百十四号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十八

条第一項の規定に基づき、平成七年十二月三十一日までに行う建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請時期及び方法等について、次のとおり定めたので告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 申請の手続

(1) 申請時期  
通年(ただし、(2)により知事が指定する日時)とする。(2) 申請方法  
経営事項審査を受けようとする者は、あらかじめ経営事項審査を申請する旨並びに許可番号、決算期、商号又は名称、住所及び電話番号を明記した往復はがきを平成七年七月三十一日までに五の問い合わせ先に送付し、申請の予約をすること。

はがきが到着後、経営事項審査を受けようとする者の決算期に応じて申請の日時及び場所を指定した通知をするので、指定の日時及び場所に(3)の申請書類を持参して申請すること。

### (3) 申請書類

ア 経営事項審査申請書(規則別記様式第二十五号の六によるもの)

イ 工事経歴書(規則別記様式第二号によるもの)

ウ その他鳥取県土木部管理課発行の「平成7年度経営事項審査について」において提出を求める書類

### 二 経営事項審査手数料

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年規則第一号)別表第百八十七の三に定める額とする。

### 三 経営事項審査結果の通知

経営事項審査結果通知書は、申請者あて郵送により送付する。

### 四 説明会の開催

経営事項審査についての説明会を次のとおり開催する。

管内	管内	開催日時	開催場所
鳥取土木事務所	鳥取土木事務所	六月一日 午前一〇時	鳥取市尚徳町一〇一十五 鳥取県民文化会館 小ホール
郡家土木事務所	午後二時	六月一日 午後二時	八頭郡郡家町大字宮谷八〇 郡家町中央公民館

倉吉土木事務所 管内	六月五日 午後一時三〇分	東伯郡大栄町大字由良宿四二三一 大栄町農村環境改善センター
米子・根雨土木 事務所管内	六月二日 午後一時三〇分	米子市末広町五八一六 米子市文化ホール

五 この告示に関する問い合わせ先

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取市東町一丁目二三〇 電話〇八五七一二六一七

三四七）

#### 鳥取県告示第四百十五号

平成八年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第一条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事種別に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

#### 1 法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項

(1) 経営規模

ア 審査基準日（平成六年十月一日から平成七年九月三十日までの間の直前の営

業年度の終了の日をいう。以下同じ。）の直前の二営業年度（以下「直前二年」）における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建

#### 設工事の種類別年間平均完成工事高

イ 審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金、新株申込証拠金、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）

ウ 審査基準日における建設業に従事する職員の数

#### (2) 経営状況

ア 審査基準日の直前一年（以下「審査対象年」という。）における完成工事高経常利益率（審査対象年の各営業年度（以下「審査対象営業年度」という。）における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額をいう。以下同じ。）を審査対象営業年度における完成工事高（建設業以外の事業を併せて営む者にあっては、兼業事業売上高を含む。以下同じ。）の額で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。

イ 審査対象年における総資本経常利益率（審査対象営業年度における経常利益の額を基準決算における総資本の額（法人である場合においては貸借対照表における流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金、新株申込証拠金、法定準備金及び剩余金の額の合計額を、個人である場合においては流動負債、固定負債、期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。

ウ 審査対象年における損益分岐点比率（審査対象営業年度における販売費、一

般管理費及び支払利息の額の合計額を完成工事総利益（建設業以外の事業を併せて営む者にあっては、売上総利益）、営業外損益及び支払利息の額の合計額で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。

エ 基準決算における流動比率（流動資産の額から未成工事支出金の額を控除した額を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を

百分比で表したものという。)

オ 基準決算における当座比率（当座資産の額（現金預金、受取手形、完成工事未収入金その他営業債権、有価証券、自己株式及び親会社株式の合計額をいいう。）を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を百分比で表したものという。）

カ 審査対象年における運転資本保有月数（基準決算における流動資産の額から流動負債の額を控除した額を審査対象営業年度における一月当たり完成工事高（完成工事高の額を十二で除して得た額をいう。）で除して得た数値をいう。）

キ 審査対象年における一人当たり完成工事高対数（審査対象営業年度における完成工事高の額を審査基準日における職員の数（以下「総職員数」という。）で除して得た数値の常用対数をいう。）

ク 審査対象年における一人当たり付加価値対数（審査対象営業年度における完工事高の額から材料費、労務費及び外注費の額の合計額（建設業以外の事業を併せて営む者にあっては、兼業売上原価に係る材料費、外注加工費及び当期商品仕入高の合計額を含む。）を控除した額を総職員数で除して得た数値の常用対数をいう。）

ケ 基準決算における一人当たり総資本対数（総資本の額を総職員数で除して得た数値の常用対数をいう。）

コ 基準決算における固定比率（固定資産の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものという。）

サ 基準決算における自己資本比率（自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものという。）

シ 基準決算における固定負債比率（固定負債の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものという。）

(3) 技術力  
ア 審査基準日における建設業に従事する職員のうち許可を受けた建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数

法第十五条第二号イに該当する者

(イ) 法第一十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて(ア)に掲げる者以外のもの(ウ) 法第七条第二号イ、口若しくはハ又は同法第十五条第二号ハに該当する者で(ア)及び(イ)に掲げる者以外の者

その他の審査項目（社会性等）

#### (4) ア 次に掲げる労働福祉の状況

(ア) 審査基準日における雇用保険加入の有無（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第七条の規定による届出を行つてあるか否かをいう。）

(イ) 審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十条ノ二の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条规定する届出を行つてあるか否かをいう。）

(ウ) 審査対象年における賃金不払の件数（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条の定めるところに従つて賃金が支払われなかつた回数をいう。）

(エ) 審査基準日における建設業退職金共済組合加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第五章第二節の規定に基づき設立された特定業種退職金共済組合との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行つてあるか否かをいう。）

(オ) 審査基準日における退職一時金制度導入の有無（労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第八十九条第一項第三号の二の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第二項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職

金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。）

(カ) 審査基準日における企業年金制度導入の有無（厚生年金保険法第九章第一節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているか否かをいう。）

(キ) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（財團法人建設業福祉共済団、社団法人建設業労災互助会又は保険事業を営む者との間で、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三章の規定に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものも含む。）に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。）

イ 審査基準日の属する年（一月一日から十二月三十一日までをいう。）の前年及び前々年に国内における建設工事について発生した次に掲げる業務災害による死亡者及び負傷者（当該業務災害により連続四日以上休業した者に限る。）の数

- (ア) 申請者が発注者から直接請け負つた建設工事について発生した業務災害
- (イ) 申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害（ア）に掲げる業務災害を除く。）
- (ウ) 申請者から建設工事（ア）に掲げる建設工事を除く。）を直接請け負つた者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害
- ウ 審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいう。）

#### 工 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

- (ア) 建設業経理に関する知識及び処理能力の審査・証明事業認定規程（昭和五十九年建設省告示第千四百十五号）に基づき建設大臣の認定を受けた建設業

経理事務士検定試験（以下「建設業経理事務士検定試験」という。）の一級試験に合格した者並びに公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

(イ) 建設業経理事務士検定試験の一級試験に合格した者であつて(ア)に掲げる者以外の者

(ウ) 建設業経理事務士検定試験の三級試験に合格した者であつて(ア)及び(イ)に掲げる以外の者

#### 2 主観的事項

##### (一) 工事成績 (二) 研修の状況

二 指名競争入札に参加する資格を認めない者

(一) 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者。

(二) 審査基準日における法第二十七條の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者。

(三) 入札参加を希望する別表上欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、審査基準日の直前の二営業年度において工事施工金額のない者。

#### 三 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては経営事項審査申請時に、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては平成八年二月一日から同月十五日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

#### 1 県内に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別別表（様式第二号）
- (二) 営業の沿革（様式第三号）
- (三) 直前二年の各営業年度における工事施工金額調書（様式第四号）

## 四

- 1 県内に主たる営業所を有する建設業者  
 一の資格は、平成八年度限りとする。ただし、平成九年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。  
 県外に主たる営業所を有する建設業者  
 一の資格は、平成八年度限りとする。ただし、平成九年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。
- 2 県外に主たる営業所を有する建設業者  
 一の資格は、平成六年度限りとする。ただし、平成七年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。
- (四) 工事経歴書（様式第五号）  
 (五) 法人にあつては平成六年十月一日から平成七年九月三十日までの間に法定納期限の到来した事業税及び自動車税の納税証明書、個人にあつては平成六年度に法定納期限の到来した事業税及び自動車税の納税証明書
- (六) 技術研修の状況（様式第六号）  
 (七) 職員調書（様式第七号）  
 (八) 営業用機械器具調書（様式第八号）  
 (九) 使用印鑑届（様式第九号）  
 (十) 印鑑証明書  
 (十一) 建設業許可通知書の写し  
 (十二) 県外に主たる営業所を有する建設業者  
 (一) 建設業許可証明書  
 (二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（様式第一号）  
 (三) 営業所一覧表（様式第十号）  
 (四) 工事経歴書（様式第十一号）  
 (五) 法人には、商業登記簿の謄本  
 (六) 使用印鑑届（様式第九号）  
 (七) 印鑑証明書  
 (八) 審査基準日における経営事項審査結果通知書の写し  
 (九) 入札の参加等の権限の委任状（年間委任の場合に限る。）  
 資格の有効期間

別表

		発注工事種別		建設工事の種類		一般建築工事	
さく井工事	造園工事	塗装工事	機械設備工事	港湾工事	プレストレスト・コンクリート工事	鋼橋工事	一般土木工事
さく井工事	さく井工事(井)	塗装工事(塗)	機械器具設置工事(機)	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)	土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	土木一式工事(土)
さく井工事	さく井工事(園)	塗装工事(塗)	機構造物工事(鋼)	内外装工事	屋根工事	建具工事	ほ装工事(ほ)
さく井工事	さく井工事(園)	塗装工事(塗)	通信設備工事	電気工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)	管工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
さく井工事	さく井工事(井)	塗装工事(塗)	交通安全施設工事	電気工事(電) 消防施設工事(消)	左官工事(左) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)	内外装工事	管工事(管) 水道施設工事(水) 清掃施設工事(清)
さく井工事	さく井工事(園)	塗装工事(塗)	通信設備工事	電気通信工事(通)	石工事(石) ガラス工事(ガ)	建具工事	建築一式工事(建) とび・土工・コンクリート工事(と)
さく井工事	さく井工事(井)	塗装工事(塗)	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板) ガラス工事(ガ)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鐵筋工事(筋)

法面処理工事	交通安全管理工事	通信設備工事	電気工事	屋根工事	左官工事	管工事	建築一式工事(建) とび・土工・コンクリート工事(と)
さく井工事	さく井工事(井)	塗装工事(塗)	とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板) ガラス工事(ガ)	石工事(石) ガラス工事(ガ)	内外装工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鐵筋工事(筋)
さく井工事	さく井工事(園)	塗装工事(塗)	電気通信工事(通)	左官工事(左) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)	板金工事(板) ガラス工事(ガ)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と)
さく井工事	さく井工事(園)	塗装工事(塗)	通信設備工事	電気工事(電) 消防施設工事(消)	石工事(石) ガラス工事(ガ)	内外装工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と)
さく井工事	さく井工事(井)	塗装工事(塗)	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板) ガラス工事(ガ)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と)

様式第1号

受付番号

## 建設工事入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西尾邑次殿

郵便番号 □□□-□□□

電話番号

申請者 フリガナ  
商号又は名称代理人 フリガナ  
表者

実印

建設大臣許可(一)第 号 許可を受け て いる建設業	建設大臣 知事 許可(一) 建設 知事 許可(一)	年	月	日	工事 事業 許可
	平成	年	月	日	工事 事業 許可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。  
なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

平成7年5月19日 金曜日

様式第2号

## 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)		ほ装工事(ほ)	鋼構造物工事(鋼)	
鋼橋工事			プレストレスト ・コンクリート工事	土木一式工事(土)	
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)		機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)	
塗装工事	塗装工事(塗)		造園工事	造園工事(園)	
さく井工事	さく井工事(井)		一般建築工事	建築一式工事(建) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)	

記載要領

「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について〇印を記載すること。

様式第3号

## 営業の沿革

創業	年	月	日
創業の年月日	年	月	日
創業後の年月日	年	月	日
沿革の年月日	年	月	日
最初に許可又は登録を受けた年月日	年	月	日

## 記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第4号

## 直前2年の各営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第1期	官公庁					
年	月	日から	民間			
年	月	日まで	計			
第2期	官公庁					
年	月	日から	民間			
年	月	日まで	計			
第3期	官公庁					
年	月	日から	民間			
年	月	日まで	計			
第4期	官公庁					
年	月	日から	民間			
年	月	日まで	計			

## 記載要領

- この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

## 工事経歴書

(建設工事の種類)

番号	工事名	契約書等の種別	注文者	請負代金の額	工事原価					工事差益	着工年月	下請負に係る工事代金支払状況の額	前払金現金比率	手形期間
					材料費	労務費	外注費	経費	計					
1				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
2				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
3				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
直前2年の決算における完工工事高 小 計					( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
1				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
2				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
3				( )	( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
直前1年の決算における完工工事高 小 計					( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		
合 計					( )	( )	( )	( )	( )		年 月	年 月		

## 記載要領

- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額調書」(様式第4号)に記載した工事の種類(以下「工事種類」という。)ごとに、別葉として作成すること。
- この表は、直前2年において完成した主な工事について記載すること。
- 「契約書等の種別」の欄には、契約の締結方法の種別を記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 「工事原価」の欄の( )内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
- 「工事原価」の欄の( )内には、下請契約の件数を記載すること。
- 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る元請負人(鳥取県から直接工事を請負った者をいう。以下同じ。)が下請負人に発注し、又は元請負人から直接受注した1件500万円以上の下請負工事についてのみ記載すること。

平成7年5月19日 金曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第42号 12

様式第6号

## 技術研修の状況

鳥取県建設技術センター研修状況		その他の研修状況		
研修項目	当初予定人員	実参加人員	研修項目	研修の内容

## 記載要領

- 1 「鳥取県建設技術センター研修状況」の欄には、審査基準日の直前1年間に修了した研修について記載すること。
- 2 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

## 様式第7号

## 職員調書

## 技術職員(工事)

番号	月給・日給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許等		実務経験年数	建設業法第7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
						年	月	日					
1													イ・ロ・ハ
2													
計				人									

## 記載要領

- 1 この表には、発注工事種別ごとに別葉とすること。  
 2 この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員（法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者であるものを含む）を記載するものとする。  
 3 なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「本人」と記載すること。  
 4 「月給・日給の別」の欄の（）内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。  
 5 「法令による免許等」欄には、建設工事に関する法律若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名、学科等を記載すること。なお、監理技術者資格者証の交付番号を、備考欄に記載すること。  
 6 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する実務経験の年数とする。  
 7 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。  
 企業内同和問題研修推進員に選任されている者については、備考欄に「同推」と記載すること。

## 技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
1		( )								
2		( )								
計				人						

## 記載要領

- 1 この表には、審査基準日に在職する技術職員以外の職員のほか、法人にあってはすべての役員（非常勤役員を含む）、個人にあっては代表者も記載するものとする。  
 2 なお、役員又は代表者が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。  
 3 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を（）内に記載すること。  
 4 技術関係職員には、備考欄に②と記載すること。  
 5 建設業経理事務士の資格を有する職員については、備考欄にその資格を記載すること。（例：〇〇建設業経理事務士）  
 6 企業内同和問題研修推進員に選任されている者については、備考欄に「同推」と記載すること。

樣式第8号

當業用機械器具調書

## 記載要領

- 1 この表には、審査基準日に所有する取得価額30万円以上の機械器具について別表の順に番号を付記して記載すること。
- 2 別表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、別表に掲げられたものと同種とみなされるものの「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼動時間数」の欄には、直前1年における稼動時間数の合計を記載すること。

別表

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー（トラクターを含む。）	13	アースオーガー	28	コンクリートプラント
2	モータースターラーバー	14	地下連續壁施工用機械	29	コンクリートミキサー
3	被けん引 スターラーパー	15	グラウト機械（グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。）	30	トラックミキサー
4	ショベル系掘削機（ハサワードラグライン、クラムシェル等を含む。）	16	ボーリングマシン（さく井機等を含む。）	31	コンクリートポンプ（コンクリートプレーザーを含む。）
5	連続式掘削機（バケットホイールエクスカベーター、トレントチャービ等を含む。）	17	さく岩機（ブレーカーを含む。）	32	コンクリート振動機
6	トラクターショベル	18	ドリルジャンボ	33	アスファルトプラント
7	ダンプリトラック類（ダンプリトラック、ダンプカー、ダンパー等を含む。）	19	クローラドリル及びワゴンドリル	34	アスファルトフィニッシャー
8	自走式クレーン（トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラークレーン等を含む。）	20	シールド掘進機	35	アスファルトリデストリビューター
9	固定式クレーン（タワークレーン、デリッククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、ケーブルクレーン等を含む。）	21	トンネル掘進機	36	コンクリートフィニッシャー
10	工事用エレベーター及びリフト	22	モータードレーダー	37	コンクリートスプレッダー
11	くい打機及びくい抜機（ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー等を含む。）	23	ロードドローラー	38	しゅんせつ船
12	大口径掘削機（アースドリル、リバースサークルレーショントドリル等を含む。）	24	タイヤローラー	39	起重機船（くい打ち船を含む。）
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機（振動コンパクター、ランマー、タンバー等を含む。）	41	引船
				42	空気圧縮機

平成7年5月19日 金曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第42号 16

様式第9号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札の参加、見積りの提出、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

実印

様式第10号

## 當業所一覽表

名 称	許可を受けた建設業		(郵便番号) 所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)	特 定	一 般		
(その他の営業所)				
計 箇所				

## 記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、様式1の「許可を受けている建設業」の「建設業の種類」欄に表示した建設業の種類の略号で記載すること。

様式第11号

## 工事経歴書

(建設工事の種類) 工事

注文者 元請又は 下請の区別	工事名	工事場所のある 都道府県名	請負代金の額 千円	着工年月	
				完成又は完成予定期	年月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月
				年	月

## 記載要領

- 1 この表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。